

売買契約約款

第1条 総則

この売買契約約款（以下、「本約款」という。）は、きらぼしシステム株式会社（以下、「売主」という。）がお客様（以下、「買主」という。）に中古品を除くパソコン・OA機器等およびその付属品・関連製品（以下、「物件」という。）を売り渡し、買主がこれを買受ける売買契約について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用される。

第2条 個別契約の成立手続き

本約款に基づく売買の個別の契約（以下、「個別契約」といいます。）の成立手続きは以下のとおりとする。

1. 売主は、次の各号に掲げる事項を見積書に定め、買主に交付する。
 - (1) 見積書有効期限
 - (2) 品番・仕様
 - (3) 数量
 - (4) 単価・代金額
 - (5) 納期
 - (6) 納入場所
 - (7) 支払期日・支払方法
 - (8) 受け渡し条件
 - (9) その他（細部約定事項、特有の取引条件等）
2. 買主が売主に対して前項の見積書の記載に従った注文書を発行し、売主が当該注文書に対し電子メール、インターネット上の注文システムまたは請書による承諾の意思表示をすることにより当該注文書に記載の条件による個別契約が成立するものとする。
3. 本約款の定めは、個別契約に対して共通に適用されるものとする。ただし、個別契約においては、本約款と異なる定めをすることができるものとし、本約款と個別契約の内容が異なる場合、個別契約の規定が本約款に優先するものとする。

第3条 物件の納入・検査・引渡し

1. 売主は、買主に対して、個別契約の条件に定める日本国内の納入場所に物件を納入する。
2. 買主は、物件の納入を受けた後 10 日以内（以下、「検査期限」という。）に検査を行い、物件の品質、種類および数量（規格、仕様、性能その他物件につき買主が必要とする一切の事項を含む。以下、これらを総称して「品質等」という。）が売買契約の内容に適

合していることを確認のうえ、完了確認依頼書を売主に交付する。なお、買主は、物件の納入後検査期限まで、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとする。

3. 物件の品質等が売買契約の内容に適合していない（以下、「不適合」という。）ときは、買主は検査期限内にその旨および不適合の内容を売主に書面または電子メールにて通知（以下、「通知書」という。）し、売主、買主間でこれを解決した後、完了確認依頼書を売主に交付する。
4. 前項の不適合の解決に売買代金を上回る費用がかかる場合、売主および買主は、売買契約の全部または一部を解除することができるものとする。この場合、買主は、売主の費用負担で物件を直ちに返還し、売主は、既に売買代金を受領済みの場合、物件の返還確認後、無利息にて当該売買代金を直ちに買主に返還するものとする。ただし、買主は、この他に売主に対し、損害賠償の請求等は一切できないものとする。
5. 買主が完了確認依頼書を交付したときは、物件の品質等は売買契約の内容に適合した状態で引渡されたものとみなす。
6. 買主が物件の納入を受けた後、検査期限内に第2項の完了確認依頼書または第3項の通知書を売主に交付しない場合、検査期限満了時に、物件の品質等は売買契約の内容に適合した状態で引き渡されたものとみなす。
7. 買主が売主からレンタル中の物件を購入する場合は、レンタル契約満了日の翌日または個別契約に記載の発注日に買主に引渡しがなされたものとし、この場合、買主は同日に完了確認依頼書を売主に交付する。

第4条 売買代金等

買主は、売主に対して、売買代金およびその諸費用（運送諸掛、消耗品代、その他代金の合計額）を、個別契約に記載の支払条件にて支払うものとする。

第5条 委託

売主は、その責任において、本約款に基づく業務の全部または一部を第三者に委託することができる。なお、売主は、委託先による業務の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第6条 契約内容不適合責任

物件について第3条第2項に規定する検査において発見できない不適合が発見され、納入後30日以内に買主からその旨および不適合の内容が売主に通知された場合には、売主は、その判断により、代替品や不足品の納入、修理、過剰納品の引取り等の適切な対応を行う。この場合、買主は、売主が選択した方法と異なる方法による履行の追完を要請することはできないものとする。

第7条 危険負担

物件の納入前に生じたその滅失、毀損その他の損害は、買主の責めに帰すべきものを除き売主の負担とし、物件の納入後に生じたそれらの損害は、売主の責めに帰すべきものを除き買主の負担とする。

第8条 所有権の移転

物件の所有権は、買主が物件の売買代金等その他売買契約に基づく一切の債務を支払ったときに、売主から買主に移転するものとする。

第9条 秘密の保持

1. 買主は、物件の仕様・価格等の取引条件を第三者に開示してはならない。また、売主は、本約款および個別契約に関して知り得た買主の秘密情報（買主の業務に関して買主が保有する情報であり、買主が売主に対し本約款および個別契約の目的のために、紙媒体または電磁的記録媒体で提供した情報であって、紙媒体については秘密情報であることが明示されたもの、電磁的記録媒体についてはパスワードが付されたものをいう。）を、買主の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の定めは次のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - (1) 開示時点において、既に公知であった情報
 - (2) 開示後に、情報の受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 開示時点において、情報の受領者が既に了知していた情報
 - (4) 秘密保持義務を負っていない第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
3. 前2項の規定にかかわらず、買主または売主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方当事者の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - (1) 役職員（当事者またはその親会社の有価証券報告書上の連結対象会社を含む。）または弁護士、会計士もしくは税理士等に対して、職務の遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令または契約に基づき負担する場合に限る。
 - (2) 法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所または金融商品取引所により秘密情報の開示を要求または要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。

第10条 輸出

1. 買主は、物件を日本国内で使用するものとする。
2. 買主が物件を輸出する場合、輸出者として日本国および輸出関連諸国の輸出関連法規

に従って輸出を行うものとする。また、物件を日本国内で第三者に販売するときは、その販売先にもその旨を通知するものとし、販売先が違法に輸出するおそれがある場合には当該販売先に物件を販売してはならない。

第11条 解除

売主および買主が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方当事者は、催告をすることなく通知のみにより売買契約を解除することができる。この場合、解除された当事者は、物件を自らの費用で返還または引き揚げるものとし、相手方当事者になお損害がある場合、これを賠償するものとする。

- (1) 本約款または個別契約の各条項の一つにでも違反したとき。
- (2) 本約款および個別契約以外の売主・買主間の取引の約定に違反したとき。
- (3) 支払停止または支払不能の状態に陥り、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申立てがあったとき。
- (5) 営業の休廃止もしくは解散をし、または、営業の継続が困難であると客観的事由に基づき判断されるとき。

第12条 不可抗力

天変地異等の事情（戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、疾病の蔓延、パンデミック、エピソード等を含むが、これらに限定されない。）により、売主の本約款または個別契約の履行が遅延または不能となった場合には、売主は買主に対して損害賠償その他の履行遅延または履行不能の責を負わない。

第13条 廃棄

買主は、物件を廃棄する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他法令を遵守し、適切に廃棄処理手続きを行うものとする。

第14条 支払遅延損害金

買主が、売買契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、買主は、売主に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算）による遅延損害金を支払う。

第15条 損害賠償

売主に故意または重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、売主が売買契約に

関連して損害賠償義務を負う場合におけるその賠償の範囲は、買主に生じた通常かつ直接の損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含む）を含まないものとし、かつ賠償額は総額で第4条に定める額を上限とする。

第16条 反社会的勢力の排除

1. 売主および買主は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団、暴力団員でなくなってから5年を経過していない者等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、および、次の各号の關係に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される關係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している關係
 - (3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力等を利用している關係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供する等の關係
 - (5) 役員等の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき關係
2. 売主および買主は、自ら、またはその役員等もしくは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 売主または買主が前2項のいずれかに違反した場合、相手方当事者は、催告なしで売主・買主間で締結された契約をただちに解除できるものとする。
4. 本条の規定により契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わない。

第17条 裁判管轄

売主および買主は、本約款および個別契約についての一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第18条 付則

本約款は、2024年10月1日以降に締結される売買契約に適用される。なお、売主は、必要に応じて本約款の内容を改定できるものとし、改定した場合は、下記の売主のホー

ムページにて掲示し、改定後に締結された個別契約に最新の本約款の定めを適用するものとする。

<https://www.kiraboshi-system.co.jp/>

以上